

差額ベッド料 地域で大差

東京平均1万9770円 秋田の5.6倍

個室などに入院した際にかかり、公的保険が適用されない「差額ベッド料」に関して、都道府県間で大きな差があることが分かった。有名な病院が多く立地し、運営経費

高く、個室で1日2万円近くになり、全国平均の5・6倍だった。

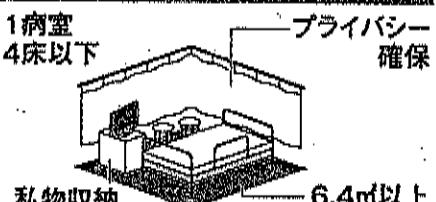
▼3面=悩む患者

差額ベッド料は本来、

よりよい入院環境を選択する患者に負担を求める仕組みだ。だが実際に

厚生労働省は毎年、差額ベッドの全国的な状況を公表している。最新のデータは2022年7月

差額ベッド料 希望して個室などに入院した場合にかかる費用



1日あたりの差額ベッド料
東京都内の平均

個室	1万9770円
2人部屋	5895円
3人部屋	4414円
4人部屋	3914円

保険適用

保険適用外
全額自己負担

現在、ベッド数全体のうち、差額ベッド料が必要となる個室から4人部屋までの合計数は約2割を占める。個室の差額ベッド料の全国平均は8322円だった。

今回、行政文書開示請求で都道府県別のデータ入手した。個室では東京が1万9770円で最

も高く、全国平均の約2・4倍。最も低い秋田（3538円）の5・6倍だった。平均が1万円超になるのは5都府県しかなく、高額な差額ベッド料は、東京を中心一部の都市圏に偏在している。同じ個室でもランクがあり、調査で示した価格帯別にベッド数が最も多いのは、東京は「1万6501～3万3千円」で、差額料のかかる個室の3割を占める。一方、大阪府の個室で最多の大分野では、「1万1001～1万8000円」で、それぞれ3割弱がこの価格帯だった。（浜田慶太郎）

東京	19770
神奈川	12997
千葉	10712
埼玉	10280
群馬	10083
栃木	9703
茨城	9545
福島	9055
宮城	8841
岩手	8154
青森	7829
新潟	7421
福井	6765
富山	6557
石川	6456
岐阜	6178
愛知	6019
三重	5940
滋賀	5909
京都	5885
奈良	5615
和歌	5453
大阪	5403
兵庫	5340
京都	5315
奈良	5245
和歌	5185
福岡	5149
大分	5035
宮崎	4830
鹿児島	4830
沖縄	4703
東京	4681
神奈川	4673
埼玉	4592
群馬	4586
栃木	4489
茨城	4463
福島	4460
宮城	4360
福井	4280
新潟	3955
長野	3839
岐阜	3805
愛知	3798
三重	3697
奈良	3538
和歌	8322
全国平均	8322

都道府県別 個室の平均差額ベッド料(円)

※小数点以下は四捨五入。2022年7月現在

差額ベッド料「いやならほかへ

金額は病院の自由 希望しないのに同意書

入院料などがかかるお金の中でも、高額になりやすいのが「差額ベッド料」だ。個室などに入った場合に支払うが、公的な医療保険ではカバーされない。大きな地域差があり、東京をはじめ大都市の病院で高い。患者の悩みも大きいことだ。▼1面参照

差額ベッド料は、保険で認められた医療費との「差額」で、すべて自己負担になる。差額ベッド料が必要な「特別療養環境」は、個室に限らない。1人あたりの面積が多い。6・4平方㍍以上などの条件を満たしていれば、4人の相談室でも差額を請求できる。さらに請求するかは病院の自由だ。「最近でも相談の1割近くが差額ベッド料に関するもの」。医療関連の

相談を受ける認定NPO法人「えんえい医療人権センターCOM」の山口哲子理事長は話す。

差額ベッド料は本来、療養環境の向上への一手段の高まりと感じて「患者の選択の機会を広げる」ために特別の負担を求める制度。治療の必要から設置のある部屋に入る場合も払わずに済む。

だが、患者者が希望しないのに同意書を出して支払うこととなる場合が複数ある。

「他に望きべッドがないから」という理由で、個人をやめられるのだ。
「失業中でお金の余裕がない」と訴えると「イヤなら他の病院に行ってもいいんですよ」と言われ、
しぶしぶ同意書を捺すが、
退院時に差額ベッド料を
払った」といった相談も
あつたといふ。

「入院の必要があるにもかかわらず、差額ベッド料を払うのと同意しない」、「同意書にサインして提出すれば、『患者の納得のうえでの同意』と見なされ、証拠として重みを持つてしまい」（三口興事長）のが現実となる。

差額ベッド料が、東京をはじめ大都市圏の特に高度な治療を担当の病院で高くなるのは、人件費や材料費、設備投資などの費用がかさむからだ。公的医療保険から医療機関に支払われる医療の値段（診療報酬）は全国一律で、都市部の経費を抱いて、きれないといふ事情がある。医療機関のコンサルティングを手がける企業「メディヴァー」の大石佳能子社長は、「差額ベッドがない」と、経営が成り立たない病院が多いとみる。

経費 賄いざれず

経費賄いきれず

かの上昇が認められてゐる。

医療政策に詳しい二木立・日本福祉大名誉教授は「治療上の必要がある個室などに入院する場合には、病院への報酬を上乗せする『重症者等療養環境特別加算』という制度がある。ただし、個室でも一千円の都市部の差額ベッドの相場と比べて低く、要件も厳しくいため、あまり活用されない。この加算を増額すべきだ」と提案する。

ただ、公的医療保険の財政は苦しく、報酬を大きく増やすのは簡単ではない。(浜田慶太郎)

払えぬ場合
まず相談を

「おお、お前がこの口に入る」と、医師は喜んでいた。だが納得できないから、実際に持たなかつたりした場合、「あわは看護師長や医療ソーシルフーカーと相談つて」と語す。医師と直接連絡する際は、厚生労働省の通報や「議議解釈などの結果をよく読む」と心を勧めるところだ。

974年に厚生省（当時）は「個室または2人部屋」「全病床数のおむね20%ほど」など組み合わせを示した。現在は民間病院で5部、国公立は2部、地方公共団体立